

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 ー)

処 分 名	災害等特別中小企業者、災害等特例中小企業者の確認		
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第1項		
所管部課グループ名	経営改革課経営支援グループ（電話 0776 20 0367 内線 2724）		
審 査 基 準	項 目	内 容	
		・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第1項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第2項に基づく申請書および書類の提出があること。 （中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第3項の規定により準用する場合を含む。）	
	設定年月日 平成30年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）		
	標準処理期間	1 月	
	設定年月日 平成30年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）		